

小田原市斎場整備運営事業 募集要項等に関する質問・意見書の回答(参加表明及び参加資格審査申請関係以外)

平成27年11月27日 小田原市回答

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
1	募集要項	○	-	-	3	3 事業の概要	(6) 事業の経緯	市内に本店等を置く企業と積極的に連携することで、地元経済の発展に寄与することを期待しているとは、具体的にはどういった事を意味しているのでしょうか？ご教示ください。 例1: 地元企業の参加における評価項目があるのか？ 例2: 構成員に地元企業が参入していることが望ましい…と言う解釈なのか？	事業者選定基準 4(2)イ①(イ)の事業計画 地元経済への貢献を参照のうえ、提案ください。
2	募集要項	○	-	-	6	3 事業の概要	(8) 基本コンセプト	パンフレットや案内、表示などに用いられる「言語」は何か国語を想定されているのか？ また指定の言語があればご教示ください。	日本語は、必須です。その他の言語については、事業者の提案に委ねます。
3	募集要項	○	-	-	6	(12)	竣工、所有権移転、運営準備時期について	施設等の所有権移転と施設等の運営準備の開始時期が事業者提案によるとなっておりますが、平成31年4月の供用開始に支障が無ければ設計・建設の終期も事業者提案により変更することが可能でしょうか。	平成31年4月供用開始に支障がなければ、ご理解のとおりです。 なお、供用開始分以外の残工事分については、平成31年12月までに完了してください。
4	募集要項	○	-	-	13	5(1)	募集及び選定スケジュール	募集要項等の公表から提案書提出まで約3ヶ月の提案期間となっておりますが、提案内容の充実等の観点から提案書提出の期限を延ばして頂くことを検討いただけませんか。	原文のとおりとします。
5	募集要項	○	-	-	14	5(3)ウ	質問書、意見書に対する回答等	実施方針公表時に実施された質問の受付に対する具体的な回答については現在も有効と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、事業契約書(案)第2条第2項に記載のとおり、書類間において齟齬がある場合には、作成または締結の日付が後のものが優先するものとします。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
6	募集要項	○	—	—	15	ケ	競争的対話について	競争的対話は、要求水準のみを対象としているように見受けられますが、質問・意見の提出機会が1度しかないことを踏まえ、対象を要求水準のみに限定せず、募集要項等一式を対象として頂けますでしょうか。	競争的対話では、対象を要求水準のみに限定し、事業者の提案内容が要求水準を満足しているかを確認する場とします。それ以外の内容については原則、受付ません。
7	募集要項	○	—	—	16	5(3)ケ	要求水準書等に関する競争的対話実施要領	実施要領を参加表明の前に公表していただけませんか。	原文のとおりとします。
8	募集要項	○	—	—	22	7(2)ア	一般的事項	⑦にあります「提出の指定のある様式」とは、具体的にどこで規定されていますでしょうか。(説明書や概要書はword、計算シートはexcel、図面類はPDF形式で宜しいでしょうか)	小田原市ホームページに公表されている提出書類の様式11-2、様式13以降(様式22-1を除く)のword、excelの様式集を活用してCD-R、DVD等で提出ください。 図面類はPDF形式でもかまいません。
9	募集要項	○	—	—	22	7(2)ア⑩		「指定の様式及び資料以外のものが提出された場合、募集要項等に別段の定めがある場合を除き、該当する様式と関連部分の提案は全て無効とする」とともに、得点はゼロとみなす場合がある。」とありますが、指定様式の内容を詳しく説明する為に作成する書類、いわゆる「関心表明書」等の写しを添付する事も一切不可との事でしょうか。	原文のとおりとします。
10	募集要項	○	—	—	22	7(2)ア①	作成要領 一般的事項 について	提案書の分冊ごとに通し番号を記入するとありますが、表紙には通し番号はふらないと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	募集要項	○	—	—	22	7(2)ア⑤	作成要領 一般的事項 について	文字の大きさは全て11ポイント以上とありますが、挿絵などに使用する文字は11ポイント以下を使用し適宜調整してもよろしいでしょうか。	挿絵など図表中の文字の大きさは、11ポイント以下でも可です。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
12	募集要項	○	—	—	22	7(2)ア⑦	作成要領 一般的事項 について	提案書提出時に提出の指定のある様式については、Microsoft社のWordまたはExcelを使用して作成とありますが、提案書Ⅱ様式15及び16の【図面】や【説明書】の挿絵、添付資料等に関しては、その他のソフトを使用し作成(作図、着色、その他事項を記入)したデータをWordに貼りつけて作成すると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	募集要項	○	—	—	22	7(2)ア⑦	作成要領 一般的事項 について	CD-R、DVD等に保存し提出する必要がある様式をご教示願います。WordまたはExcelとありますが、各様式ごとに適宜選択できると解釈してよろしいでしょうか。	No.8を参照ください。
14	募集要項	○	—	—	22	7(2)ア	文字の大きさ	「⑤文字の大きさは、図表中又は特に指定のある場合を除き、全て11ポイント以上とすること。」とありますが、図面中の文字は11ポイント以上とする必要がありますか。	文字の大きさは、図表中又は特に指定のある場合を除き、全て11ポイント以上としてください。No.11も参照ください。
15	募集要項	○	—	—	23	7(2)エ	作成要領 提出方法 について	左側を綴じるとありますが、ホチキス2ヶ所留めでよろしいでしょうか。	事業者の判断に委ねます。
16	募集要項	○	—	—	23	7(2)イ～キ	提案提出に関する書類 等	様式によっては、A3様式とA4様式が混在する様式がありますが、すべてにおいて「A3横を使い、左側綴じとすること」とされています。A4で指定されている様式については、A4縦を使って問題ないことを確認させてください。	問題ありません。
17	募集要項	○	—	—	23	7(2)イ	提案書の綴じ方	左側綴じとする、とありますが、綴じ方に指定はありますか。(左側2ヶ所ステープラー止め等)	特に指定はありません。なお、No.15を参照ください。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
18	募集要項	○	—	—	23	7(2)イ	提案書の綴じ方	綴じの際に、ビニール表紙・裏表紙・背張りテープやビニールカバー・プラスチックレールなど、簡易な製本を行っても宜しいでしょうか。	問題ありません。
19	募集要項	○	—	—	25	2(3)②	火葬炉企業及び火葬炉 運転企業が実施する業 務に係る費用について	「各応募者の提案価格の合計とともに、内訳毎に併記すること」とありますが、どの様式にどの程度の内訳を記載すればよいのでしょうか。	火葬炉企業及び火葬炉運転企業が複数応募者に重複して参加する場合において、当該企業が実施する業務に係る費用は各応募者間での公平性を確認できるレベルを想定しています。それを踏まえ、様式及び内訳については、事業者の提案に委ねます。
20	要求水準書	—	—	—	—	資料一覧	資料の配架期間について	資料1～10について、配架される期間に定めはありますでしょうか。配架期間が定められているのならば、お示しください。	配架期間は、平成28年1月20日までとします。応募に係る準備を踏まえ、早めに対応ください。
21	要求水準書	—	—	—	—	資料一覧	配架資料に関する質疑について	資料1～10についての質疑期間を設けて頂けないでしょうか。	本募集要項等に係る質問・意見書を想定していましたが、競争的対話を活用ください。
22	要求水準書	○	—	—	2	第1, 3(4)	地域の火葬風習に沿った施設	「相当数の親族が火葬場へ出向き、火葬に立ち合うとともに収骨まで行う等の火葬風習」とありますが、相当数の親族が火葬場で行う、告別、収骨について、詳しく教えていただけませんか。例えば、収骨時全員が、収骨行為を行う等です。	事業者側で調査のうえ、提案ください。
23	要求水準書	○	—	—	2	第1 3(5)	非常時への対応の配慮について	大規模災害発生時等の非常時への対応に配慮した施設整備とは、避難施設としての機能と役割を設計に組み込むという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書 第1 7(2)を参照ください。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
24	要求水準書	○	—	—	3	第1.5(2)ア	仮設駐車場の整備管理業務	輸送・移送サービスの確保とありますが、会葬者以外に輸送・移送を想定しておられますか。	原則、会葬者を想定していますが、詳細については、事業者の提案に委ねます。
25	要求水準書	○	—	—	6	7 災害時の対応	(1) 常時における備蓄	備品の中に食料は含まれていますか？ また含まれている場合、何〇〇〇名×〇日分などの想定はございますか？ご教示ください	事業者の提案に委ねます。
26	要求水準書	○	—	—	6	第1-7(1)(2)	災害時の対応(1)(2)	自家発電装置及びその燃料について3日間の通常業務に対応できるようにとありますが、備蓄や災害など非常時の対応となりますので、通常業務の定義として、最多件数23件×3日の火葬に対応する最低限の範囲を設定し、事業者の判断によりご提案する形で考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	要求水準書	○	—	—	6	第1.7.(2)	大規模災害への対応	災発生時の3日間は 69件(23件/日×3日間)との想定でよろしいでしょうか。また、本文中記載の災害発生後に必要となった場合の24時間稼働時の想定火葬件数は何件でしょうか。	No.26を参照ください。
28	要求水準書	○	—	—	6	7(1)	常時における備蓄	3日分の通常業務に対応と記載されていますが、空調設備動力については必要最低限の火葬業務に対応出来る備蓄と考えて宜しいでしょうか。	No.26を参照ください。
29	要求水準書	○	—	—	6	7(1)	常時における備蓄	「想定で3日分の通常業務に対応できるよう、必要な燃料、備品等の備蓄を行うこと」とは燃料、備品には飲用水は含まないと考えて宜しいですか。	No.25を参照ください。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
30	要求水準書	第1	—	—	6	7(1) 7(2)	常時における備蓄 大規模災害への対応	備蓄品調達に伴う用水光熱水費については、貴市の負担(事業費に含まれない)という理解でよろしいでしょうか？	No.25、26を参照ください。なお、大規模災害時に想定外に発生した光熱水費については、原則、市の負担としますが、詳細は協議のうえ、決定します。
31	要求水準書	○	—	—	6	8	所有権移転について	事業者提案により、平成30年12月以前に当該箇所の所有権移転が可能となった場合、平成31年4月の供用開始、及び全体竣工の平成31年12月は早まるのお考えでしょうか。	スケジュール短縮に係る事業者提案については、提案内容等を踏まえ、事業者と市との協議事項とします。
32	要求水準書	○	—	—	6	8	所有権移転について	募集要項では、供用開始時期は平成31年4月と明記されておりますが、平成30年12月の「施設等の所有権移転」を事業者提案に委ねる意図はどういった点でしょうか。また事業者提案により「施設等の所有権移転」時期が早まった場合、評価項目として重視されるのお考えでしょうか。	平成31年4月までを供用開始時期とし、施設等の所有権移転の時期については、供用開始に係る準備に要する期間が事業者に依存することから事業者提案に委ねています。スケジュールについては、事業者選定基準の評価項目に基づき、スケジュールの適正化が図られているかという観点で評価します。
33	要求水準書	○	—	—	6	8	所有権移転について	一方、施設等の運営準備期間の平成31年1月から同年3月までの3ヶ月間を事業者提案により短縮し、建設期間にあてる等の提案を行った場合、工期短縮という評価基準の点からみてマイナスの評価となると捉えるべきでしょうか。	No.31、32を参照ください。なお、平成31年4月までに供用開始がなされれば要求水準を満たしていると判断します。
34	要求水準書	○	—	—	8	第1-3	インフラへの接続	都市ガス(低圧・中圧)ガスが記載してありませんが、都市ガスがないと考えてよろしいでしょうか。	都市ガスの使用は、想定していません。
35	要求水準書	○	—	—	9	第2.5	配置計画	原則として敷地境界線(出入口除く。)において、成人の目の高さから火葬場敷地内の会葬者、霊きゅう車、火葬炉が見通せない計画とする。とありますが、敷地全体を目隠し壁等で囲む必要がありますか。例えば、①広域農道側は敷地に高低差があり擁壁で成人の目の高さからは敷地内を見通せませんが、その場合対策は不要でしょうか。また、②北側の配水池や③北東側の山林は通常、人が立ち入れないと思われませんが、その場合対策は不要でしょうか。	原則として、敷地境界線(出入口除く。)においては、1.7メートルの高さから火葬場敷地内の会葬者及び霊柩車並びに火葬炉が見通せない高さの障壁又は樹木等により外部と明確に区分してください。なお、実施方針及び要求水準書(案)に係る質問・意見及び回答No.284は採用せず、本回答を優先するものとします。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
36	要求水準書	○	—	—	9	第2.5	配置計画	原則として敷地境界線(出入口除く。)において、成人の目の高さから火葬場敷地内の会葬者、霊きゅう車、火葬炉が見通せない計画とする。とありますが、霊柩車以外の車両、火葬場の外壁や屋根などは含まないと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、No.35を参照ください。
37	要求水準書	○	—	—	9	第2.5	配置計画	原則として敷地境界線(出入口除く。)において、成人の目の高さから火葬場敷地内の会葬者、霊きゅう車、火葬炉が見通せない計画とする。とありますが、完全に視線を遮断する必要がありますか。植樹やルーバー等で見通しにくい状態でも宜しいでしょうか。	No.35を参照ください。
38	要求水準書	○	—	—	9	第2.4(3)	市内業者と地域産材の使用について	整備に必要な資材、特に木材については地域産材を使用するとありますが、それは市内に本文店等を置く企業との連携がそれを必ずしも可能としない場合、どちらを優先させるかは事業者の判断によるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
39	要求水準書	○	—	—	10	第2.6	造成工事要件	「現状の敷地内擁壁状況を把握し、現行法等に適合するよう対策を講じる」と有りますが、現行法等への適合性については関係部局への事前相談により判断して宜しいでしょうか。事前相談での判断が間に合わない場合や、事前相談ができない場合、提案者の法解釈によって提案しても宜しいでしょうか。	関係部局との事前相談による判断はありますが、現状の擁壁の安全性については、建築基準法及び宅地造成等規正法等関係規定に照らして、事業者による十分な現況調査と技術判断のうえ、計画上の安全性も加味して提案ください。
40	要求水準書	○	—	—	10	第2.7(1)	告別・炉前・収骨の空間構成	小田原市が作成したモデルプラン1・2はそれぞれ告別・炉前・収骨の空間構成が違いますが、どちらを採用しても宜しいでしょうか。また、モデルプラン以外の空間構成を提案しても宜しいでしょうか。	モデルプランⅠ、Ⅱにこだわりません。事業者の提案に委ねます。
41	要求水準書	○	—	—	10	第1.6	造成工事要件	現状の敷地内擁壁状況を把握し、現行法等に適合するよう対策を講じる」と有りますが、現行法等への適合性については関係部局への事前相談により判断して宜しいでしょうか。事前相談での判断が間に合わない場合や、事前相談ができない場合、提案者の法解釈によって提案しても宜しいでしょうか。	No.39を参照ください。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
42	要求水準書	○	—	—	11	—	会葬者数の分布表について	過去3年分の予約時間毎の火葬受付実績をご教示ください。	平成26年分の予約時間毎の火葬受付実績を小田原市ホームページにて添付資料1に示します。
43	要求水準書	○	—	—	11	—	会葬者数の分布表について	過去3年分の1日当たりの最大火葬件数をご教示ください。	過去3年分の火葬件数を小田原市ホームページにて添付資料2に示します。
44	要求水準書	○	—	—	11	—	会葬者数の分布表について	過去3年分の1日毎の火葬件数をご教示ください。	No.43を参照ください。
45	要求水準書	○			12	第2、7(2)イ	施設の耐用年数	耐用年数65年とは、日本建築学会JASS5における鉄筋コンクリート工事の計画共用期間の級の65年という解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	要求水準書	○	—	—	12	第1 7(2)	施設の耐用年数	要求水準書(案)の耐用年数50年から65年に延びたことによる技術的な指導はありますでしょうか。 事業期間を相当超えた耐用年数の設定ですが、SPCでは事業期間内(15年間)における施設保全を考慮した施設整備及び修繕計画立てるとの解釈でよろしいでしょうか。	JASS5(日本建築学会)では鉄筋コンクリートの耐用年数を65年に設定しています。 躯体の耐用年数が65年であることを踏まえ、事業期間内の計画を立案してください。
47	要求水準書	○			12	第2、7(3)	各部門の施設構成について	各部門の施設構成等については、民間事業者の提案とするとされていますが、表4に示される施設の構成案につきましても提案によると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 表4の施設構成の案を参考にして、提案ください。



No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
48	要求水準書	○	—	—	13	7(3)	施設構成について	実施方針及び要求水準書(案)に係る質問・意見及び回答の309において、遺体安置室は2室とありますが、1部屋で、霊安庫により2体を安置できれば要求水準を満たしていると解釈して宜しいでしょうか？	平成27年4月15日公表の実施方針及び要求水準書(案)に係る質問・意見及び回答No.309は、現斎場での遺体安置室数となります。施設構成については、事業者の提案に委ねます。
49	要求水準書	○	—	—	17	第2-9(1)ウ	業務の対象について	その他ア及びイの建設に必要とされる現斎場の解体工事及び仮設などの準備工事に係る設計とありますが、解体工事に関し具体的に設計図等の提出が必要とお考えでしょうか。その場合、設計段階において設備内容も含め、各詳細図のご提示が必要になります。	事業契約書(案) 別紙13第2 2(1)解体業務及び3(1)解体業務を参照ください。
50	要求水準書	○	—	—	17	第2-8	事前調査業務	着工前のテレビ電波調査業務とは机上検討調査と考えて宜しいでしょうか。もしくは実地測定も伴うのでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
51	要求水準書	○	—	—	20	第2、10(4)	総合施工計画書の進捗管理	SPC自ら定めた総合施工計画書とありますが、施工企業が総合施工計画書を作成し、SPCが進捗管理を行うとの解釈でよろしいでしょうか。	施工企業が総合施工計画書を作成しても構いませんが、事業全体の管理などを行うSPCが責任を持って実施してください。
52	要求水準書	○	—	—	20	第2、10(2)	建設業務期間	建設業務期間について、設計業務終了後からとされていますが、仮設駐車場整備や準備工事等、全ての設計業務終了後でなくても、建設業務の着手が想定されますが、事業者の提案によると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。工程につきましては、事業者の提案に委ねますが、詳細は、市との協議のうえ、決定します。
53	要求水準書	○	—	—	22	第2 11	備品の引渡について	市の選択により備品の残価として…とありますが、事業期間終了時において貴市が不要と判断した備品については、事業者の責任と負担において施設から撤去するとの理解でよろしいでしょうか。	協議のうえ、市が不要と判断した場合においては、事業者の責任と負担において施設から撤去することとします。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
54	要求水準書	○	—	—	23	13(1)	仮設待合室等設置業務	仮設待合室を、敷地外に設置することは可能でしょうか。	仮設待合室を敷地外に設置することは想定していません。
55	要求水準書	第2	—	—	23	13(1)	仮設待合室等設置業務 業務の内容	仮設待合室での物品販売は自動販売機のみでよろしいでしょうか？ またその場合、販売する商品については事業者任せられるものという理解でよろしいでしょうか？	仮設待合室に現斎場の売店と同等のスペースを確保してください。 ただし、仮設待合室での売店の運営は、市が実施します。
56	要求水準書	第2	—	—	23	13(3)	仮設待合室等の施設整備要件	仮設待合室の仕様について、和室・洋室の別は事業者の提案によるものという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
57	要求水準書	○			23	第2、13(3)	既存待合棟の備品の取り扱い	既存待合棟の備品について、仮設待合棟移設使用品以外は、全てSPCの自由処分と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、詳細は、市と協議のうえ決定します。
58	要求水準書	○	—	—	24	第2.14(2)ア	排ガス等検査	要監視基準値は事業者が数値設定を行うとの認識でよろしいでしょうか？また、停止基準値・要監視基準値は表5 排ガスに係る基準値に対する基準値で、表6 法定悪臭物質に係る基準値は含まれないという解釈でよろしいでしょうか。	停止基準値及び要監視基準値は、14(1)の関係式に合うよう事業者が定めるものです。 14(2)に記載されている公害防止基準を遵守することが求められているので、表5のみならず、表6から表10も含まれるものとします。
59	要求水準書	○	—	—	26	第2、14(2)オ	振動に関する基準について	振動については、表10に示す基準値以下とすることとありますが、火葬炉ならびに火葬炉運転に伴う機器のみで一般空調、一般換気等の機械振動は含まないと考えてよろしいでしょうか。	基準値は振動規制法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例の規制値としているので、敷地境界の施設稼働時の値となるため、火葬炉運転に伴う機器のみではありません。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
60	要求水準書	○	—	—	26	第2、14(2)エ	騒音に関する基準について	騒音については、表9に示す基準値以下とすること。とありますが、火葬炉ならびに火葬炉運転に伴う機器のみで一般空調、一般換気等の機械騒音は含まないと考えて宜しいでしょうか。	基準値は振動規制法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例の規制値としているので、敷地境界の施設稼動時の値であるが、表9に示す基準値は、周辺に配慮しそれよりも小さい値としているため、火葬炉運転に伴う機器のみではありません。
61	要求水準書	○	—	—	26	第2、15	所有権移転業務	「建物について必要な登記はSPCの負担により行う～SPCは市の登記手続き事務を実施する」とありますが、SPCは市が登記する際に必要となる書類等を提供する等を行い、保存の登記に係る登録免許税は市の負担との理解で宜しいでしょうか。	保存登記に係る登録免許税は、非課税となります。
62	要求水準書	○	—	—	27	第2 17	斎場運営システムについて	斎場運営システムについて、葬祭業者が施設の子約のために使用する機能(施設利用者向け)とは別に、貴市が管理用に使用する機能(閲覧者向け)を搭載することは必須でしょうか。	事業者の提案に委ねます。詳細は、市との協議のうえ、決定します。
63	要求水準書	○	—	—	27	第1 17	斎場運営システムの調達業務	インターネット利用の便宜を図るため、市の斎場に関する情報のページにSPCのページをリンクすることは可能でしょうか？	可能です。
64	要求水準書	○			28	第3,3	仮設駐車場の整備について	仮設駐車場の整備について、別途近隣に仮設駐車場を確保した場合においても、仮設事業センターへの仮設駐車場整備端は必須条件でしょうか。	別途近隣に仮設駐車場を確保した場合においても、環境事業センターの仮設駐車場整備は必須条件です。
65	要求水準書	○			28	第3,2	環境事業センター仮設駐車場整備について	仮設駐車場はアスファルト舗装を行うこと。周囲に高低差がある場合は、必要に応じて、土留め等を施すこと。と記載があります。現地見学会に於いて、駐車場整備地内にある石碑は、市の他部門で移設を行うという説明がありましたが、それ以外の大きな置石も移設して頂けると考えて宜しいでしょうか。又、整備内に樹木がありますが、整備にあたっては、アスファルト舗装を行い、原状復旧も行わないとの事から、伐採・処分と考えると宜しいでしょうか。ご指示下さい。	仮設駐車場の仕様については、大型バス等の走行、駐車を想定してください。石碑(モニュメント)については、市が移設します。置石、樹木については、事業者側で撤去、処分を実施してください。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
66	要求水準書	○	-	-	28	第3 仮設駐車場 ～	3 仮設駐車場管理業務	センター仮設駐車場から斎場までの移送サービスについて、1回の移送につき、何名以上などの条件はございますか？ご教示ください	事業者の提案に委ねます。
67	要求水準書	○	-	-	28	第3.3	仮設駐車場 移送サービス	移送サービスは、霊柩車・業者のマイクロバスによる来場以外の利用者(乗用車の利用による仮設駐車場利用者)へのサービスという認識でよろしいでしょうか。	移送サービスについては、事業者の提案に委ねます。
68	要求水準書	○	-	-	28	第3.3	仮設駐車場 移送サービス	バスサービス(移送サービス等)について、提供するサービスの内容(バスの台数・斎場及び仮設駐車場の到着時間等)は事業者による提案でよろしいでしょうか。または市から具体的に要望はありますか。	移送サービスの内容については事業者の提案に委ねます。利用者及び管理者から斎場の利用に関して苦情等が出ないよう配慮ください。
69	要求水準書	○	-	-	28	第3	仮設駐車場の整備業務及び管理業務に関する要求水準	仮設駐車場を環境事業センターに設置する場合、移送サービスとは常時循環バスを用意ではなく管理者から必要と要請を受けた場合に準備するとしてよろしいですか。	会葬毎の移送を想定していますが、移送サービスの内容については事業者の提案に委ねます。
70	要求水準書	○	-	-	28	第3	仮設駐車場の台数について	現地説明会では小田原市環境事業センター内で駐車場として整備すべき範囲をお示しいただきました。この範囲に何台の駐車台数を確保すれば宜しいでしょうか。最低必要台数をご教示ください。	駐車場台数は事業者の提案に委ねますが、提案内容を踏まえ、詳細は、市との協議のうえ、決定します。 なお、現地説明会にて、環境事業センター内に整備すべき駐車場の範囲を示しましたが、舗装範囲については、配架資料として資料5に追記します。
71	要求水準書	○	-	-	30	第4(1)7行 目	総則	事業期間終了時の建物は2年以内は性能条件を満たしながら運転できる状態で引き渡すがありますが、この期間は修繕・更新が必要としないことを保障するということでしょうか。またこの期間は修繕・更新を計画立てないような提案が必要という認識でしょうか。	事業期間終了時の建物は、2年以内は修繕・更新が必要としないことを保障してください。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
72	要求水準書	○	—	—	30	第4, 1	総則	「建物及び火葬炉設備は、2年以上は、性能条件を満たしながら運転できる状態にて引き渡すこと」とありますが、この条件は、経常的修繕以下は、含まれないと解釈してよろしいでしょうか。	No.71を参照ください。
73	要求水準書	4章			32	維持管理業務に関する要求水準	建築物・建築設備修繕・更新業務	「「屋根」、「外部」、「電力」、「空調」に区分されるもののうち「時間計画保全とすべき」又は「時間計画による保全が望ましい」とされているもので、計画更新年数が15年を以下の物については、事業期間の適切な時期に更新を実施すること」とありますが、事業者の提案によることとしてよろしいでしょうか。	平成17年版『建築物のライフサイクルコスト』国土交通大臣官房営繕部監修』第3編データベースを踏まえ、事業者の提案に委ねます。
74	要求水準書	○	—	—	32	第4, 4	建築物・建築設備修繕・更新業務について	平成17年版『建築物のライフサイクルコスト』国土交通大臣官房営繕部監修』第3編データベース精算用データにおいて(中略)「計画更新年数」が15年以下のものについては、事業期間の適切な時期に更新を実施すること。とありますが、空調設備など大幅な改修工事となり、過剰と考えます。事業費拡大も考えられますが、必須条件と考えて良いでしょうか。	No.73を参照ください。
75	要求水準書	○	—	—	33	第4-7	警備業務	機械警備に関する警備機器の設置(リース等も含む)及び外部監視等については、警備専門会社への委託も可として宜しいでしょうか。	可能です。
76	要求水準書	○	—	—	35	第4, 9	業務の実施	「排ガス及び悪臭に関する性能試験は、排気1系毎に運転時に実施することとし、測定対象の炉についてはその都度市と協議」とありますが、測定対象の炉は、1系統と考えて良いのでしょうか。それとも、全炉でしょうか。	公害防止に係る基準等の遵守を確認できるようにすることとし、事業者の提案に委ねます。
77	要求水準書	第3	—	—	35	9(2)	設備管理記録の作成・保管	既存施設から引き続いて保管する義務がある資料・物品等がありますか？ ある場合、そのボリュームがどの程度か具体的に(段ボール箱〇個分 等)お示しください。	当該資料・物品等については、現在のところ、ないものと考えています。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
78	要求水準書	○	—	—	35	9(1)	火葬炉保守管理業務について	維持管理・運営期間では、『排ガス及び悪臭に関する性能試験は、排気1系統毎に運転時に実施することとし、測定対象の炉についてはその都度市と協議すること。』とあります。これは9炉設置するのであれば9炉全てで性能試験を実施するのではなく、任意の1炉を市と協議して検査するとの解釈で宜しいでしょうか？9炉分の性能試験と1炉分の性能試験では費用負担が大きく変わるため明確なご指示をお願い致します。	No.76を参照ください。
79	要求水準書	○	—	—	35	9(1)	火葬炉保守管理業務について	維持管理・運営期間では、騒音及び振動に係る性能検査も毎年実施するものと考えて宜しいでしょうか？	騒音及び振動に係る基準等の遵守を確認できるようにすることとし、事業者の提案に委ねます。
80	要求水準書	第3	—	—	36	12	エネルギーマネジメント業務	太陽光発電に伴う売電収入があった場合、収入は貴市へ帰属するものという理解でよろしいでしょうか？	創エネは想定していますが、売電は想定していません。
81	要求水準書	○	—	—	36	第4,12	光熱水費の供給者との契約	光熱水費はSPCが供給者と契約とされていますが、SPCの業務委託者が供給者と契約することによるのでしょうか。	SPCの業務委託者が供給者と契約することでも可とします。
82	要求水準書	○	—	—	38	第5 2 (2)	休業日について	休業日については、需要動向等にあわせて市と協議することとありますが、営業日が増えた場合、それに伴う追加費用については貴市と協議の上で決定するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
83	要求水準書	○	—	—	39	第5 5	埋火葬許可証と火葬許可証について	3行目の埋火葬許可証と5行目の火葬許可証は、同一の書類を意味しているのでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
84	要求水準書	○	—	—	39	第5.5	火葬許可証について	火葬前に火葬許可証への押印を行い会葬者へ返却することとありますが、火葬許可証に火葬時間(着火時間)を記入する必要はないのでしょうか。	現斎場では、火葬許可証に火葬時間(着火時間)は記入していますが、新斎場については、市との協議のうえ、決定します。
85	要求水準書	○	—	—	40	第5.10	収骨業務	「副葬品の残さについては、喪主及び遺族関係者の同意を得た上で、廃棄物として処理すること。」とありますが、トレー収骨において、焼骨を炉内台車から移し替える前に、喪主及び遺族関係者に見せて、残さの処理を確認する、という解釈で良いのでしょうか。	市との協議のうえ、決定します。
86	要求水準書	○	—	—	40	第5.10	収骨業務	「副葬品の残さについては、喪主及び遺族関係者の同意を得た上で、廃棄物として処理すること。」とありますが、現在の運営において同意の取り方について、ご教示いただけませんか。	現斎場では、同意は得ていません。
87	募集要項	○			41	11	売店(自動販売機)運営業務について	「本業務は、福祉関係団体等による物品、役務の調達等に配慮すること」とありますが、具体的には物品等の仕入れは福祉関係団体等に依頼するとの理解で宜しいのでしょうか。ご教示をお願いいたします。	本業務は、福祉関係団体等による物品、役務の調達等に配慮することとし、詳細は事業者の提案に委ねます。
88	募集要項	○			41	11	売店(自動販売機)運営業務について	また、福祉関係団体等が構成企業または協力企業として本事業に参画することについて貴市のお考えをご教示をお願いいたします。	原文のとおりとします。
89	要求水準書	第4	—	—	41	11	売店(自動販売機)運営業務	アルコール類の販売は可能との理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
90	要求水準書	第5	-	-	41	11 売店	物品販売コーナーについて	物品販売コーナーを設けることとありますが、自動販売機のみでの対応でもよろしいのでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
91	要求水準書	第4	-	-	41	12(3)	各種資料の作成・保管及び閲覧	既存施設から引き続いて保管する義務がある資料・物品等がありますか？ ある場合、そのボリュームがどの程度か具体的に(段ボール箱〇個分 等)お示しください。	No.77を参照ください。
92	要求水準書	第4	-	-	41	12(2)	庶務・広報業務	施設案内資料(パンフレット)の仕様、作成枚数等は事業者の提案によるものという理解でよろしいでしょうか？	事業者の提案に委ねますが、詳細は、市と協議のうえ、決定します。
93	要求水準書(案)	○	-	-	41	第5(11)	売店(自動販売機)運営業務について	事業契約を決定して、運営をしている協力会社がサービス低下にも関わらず改善をしない。その為、別会社に業務委託をしようと考えた場合、別企業に委託をさせる事は可能でしょうか。	可能です。市との協議のうえ、決定します。
94	要求水準書	○	-	-	41	第5(11)	売店(自動販売機)運営業務	本業務は福祉関係団体等による物品、役務の調達等に配慮するとありますが、配慮とはどのようなことを示すのでしょうか。	No.87を参照ください。
95	要求水準書	○	-	-	41	第5(11)	売店(自動販売機)運営業務	本業務は福祉関係団体等による物品、役務の調達等に配慮するとありますが、売店を営業しております既存福祉団体を継続して使用するという意味でしょうか。その場合は各応募者に対し平等な取扱いがなされ、特定グループに有利になるようなことがないものと考えてよろしいでしょうか。	福祉関係団体等は、売店を営業している福祉団体を限定したものではありません。



No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
96	要求水準書	○			42	第5、14(2)	医療機関からの持込	医療機関からの持込とは、献体のことでしょうか。	ご理解のとおりです。
97	要求水準書	○			42	第5、14(2)	医療機関からの持込	医療機関からの持込について、今までの実績をお示し下さい。	医療機関からの持込の実績については次のとおりです。 平成24年度 18件 平成25年度 18件 平成26年度 28件
98	要求水準書	○			42	第5、14(2)	医療機関からの持込	医療機関からの持込について、毎年、何月に持ち込むのでしょうか。また、数日に集約して欲しいのですが如何でしょうか。	医療機関からの持込については、不定期です。持込の日程については、事業者と医療機関で調整ください。
99	要求水準書	○			43	第6、1	現斎場の解体及び撤去業務について	既存火葬棟の解体に際し、残骨灰及び集じん灰等の既存施設運営に帰すべき処理物は、処理の上で事業者へ引き渡されるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
100	要求水準書	○			43	第6、1	現斎場の解体及び撤去業務について	解体及び撤去業務について、配架されている資料7の備品リスト以外に、現斎場解体時残存される備品類はないものとの考えでよろしいでしょうか。	配架している資料7の備品リストは、既設待合棟の備品リストになり、本館及び受変電室の備品は、含まれていません。仮設待合室を含む新斎場に設置する備品以外は、すべて事業者が処分してください。
101	要求水準書	○			43	第6、3	ダイオキシン類の拡散防止について	ダイオキシン類の調査及び分析について、既存火葬炉の稼働停止後に調査・分析を行うこととなるため、配架資料4「広域斎場整備事業環境影響評価報告書(平成20年)」の結果との違い等により、処理費用が増加した場合、貴市の負担でお支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか。若しくは処理費の見方について、応募者間で統一された内容となるよう、方針等をお示しいただけないでしょうか。	市の責めに帰すべき事由であることが明らかな場合は、ご理解のとおりです。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
102	要求水準書	○	—	—	43	3	現斎場の解体業務	既設変電所撤去に伴い変圧器他絶縁オイルのPCB含有検査及び既設建物撤去時に照明器具類安定器等のPCB含有検査は必要になりますか。	事業者で検査を実施してください。
103	要求水準書	○	—	—	43	3	現斎場の解体業務	上記検査でPCBの含有が確認された場合、その機器類の保管場所、保管方法はどのように考えれば宜しいですか。	PCBの含有が確認された場合は、他の市有施設に保管を予定しています。
104	要求水準書	○	—	—	43	3	現斎場の解体業務	現斎場を解体にあたり、既設待合室パッケージエアコン等の機器類について設置年月日を教えてくださいませんか。又、減価償却は終了していると考え廃棄処分して宜しいですか。	既設待合室パッケージエアコン等の機器類については、昭和60年度以前のものであり、すべて減価償却しているため、廃棄処分していただいで構いません。
105	要求水準書	—	○	—	45	1(2)ア	安全対策	炉作業室及び炉機械室の室内温度を30℃以下になるように計画すると記載されていますが、炉作業スペース廻りのスポット空調対応にて温度条件を満たす方法でも宜しいでしょうか。	第2.7.(1)に記載のとおり、【別添資料】火葬炉設備の要件詳細は、参考であり、詳細は事業者の提案に委ねます。
106	要求水準書	—	○	—	45	1(2)ウ	非常時の運転	「発電設備の容量は上記条件及び他の斎場設備の運転条件を考慮して決定すること」とは自家発電装置容量は火葬業務に係わる電機容量確保とその他については事業者の提案と考えて宜しいですか。	ご理解のとおりです。 なお、No.105も参照ください。
107	要求水準書	—	—	○	46	3.(1)	排ガス等検査	【着工前】に排ガス等検査を行うとの記載がありますが、どのようなものを行うか、ご教授下さい。	現状との比較のため、着工前での排ガス等検査を想定します。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
108	要求水準書	-	-	○	46	3.(1)	排ガス等検査	排ガス等検査について、【翌年度以降は市の指定に基づき実施】とありますが、4月15日に市HPにアップされた質問回答に準じ、供用開始 翌年度以降は市が指定する2系列の測定でよろしいでしょうか。また、その他の条件(測定項目・測定時の同時火警件数 等)があれば、ご教授下さい。	No.76を参照ください。 その他の条件等の詳細については、市と協議することとします。
109	要求水準書	-	○	-	47	3(2)ア	保証内容	火葬炉設備の保証内容について災害時の緊急対応については市と協議の上判断するとありますが、大規模災害等発生時の運営業務についても同様の協議は可能でしょうか。	可能です。
110	要求水準書	○			51	9(3)	焼骨粉砕について	焼骨粉砕について、今までの実績をお示し下さい。	焼骨粉砕の実績はありません。
111	要求水準書	○	-	-	53	別表1	計装制御一覧	表中の「ガス」と書いてあるのは、燃料として灯油を使用する場合は、灯油と置き換えても良いでしょうか。また、この計装制御はあくまでも参考で、性能が保証されれば、必要で無いものは削除できると解釈して良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
112	事業者選定基準		-	-	4	4(2)ア	審査における配点	提案価格にはサービス購入料Cの光熱水費が含まれていますが、光熱水費は結果的に実費精算となるのであれば、価格評価が良くなるように提案価格を抑えて提案することが考えられます。その場合は公平性が失われることからサープす購入料Cの提案価格は参考とし、サービス購入料AとBの合計金額で評価すべきと考えますがいかがでしょうか。【意見】	光熱水費相当額は、提案価格に含め提案ください。 提案された光熱水費相当額に基づき、モニタリングを実施します。使用額が提案内容と乖離し、不当な増加と認めた場合は、減額ポイントを付与し、減額の対象となります。
113	事業者選定基準		-	-	4	4_ア	事業者選定基準の配点について	事業者選定基準について、様式ごとの配点をご教示ください。	原文のとおりとします。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
114	事業者選定基準	○	-	-	5	評価項目、主な評価ポイント	配点	よりメリハリのある提案を行うため、配点については大項目ごとではなく、中項目ごとに細分化して示していただけませんか(たとえば、「全体計画」10点のうち、「事業コンセプト」5点、「SPCのマネジメント方策」5点、など)	ご意見として承ります。
115	提出書類の様式集	○	-	-	12	様式10	提案提出書	※3にて、「各様式に参考資料やイラスト等を添付する場合の用紙サイズは、A4判又はA3判とすること」とありますが、これは様式ごとに指定されている制限枚数以外に、参考資料等を提出することが可能であり、その際の用紙サイズについて規定しているということでしょうか。	各様式に記載の指示に従い作成してください。 なお、募集要項7(2)⑩を参照ください。
116	様式集	○	-	-	12	様式10	参考資料について	※3で、各様式に参考資料の添付が認められていますが、添付する場合は様式ごとに添付すればよいでしょうか。あるいは各分冊の最後にまとめて添付すればよいでしょうか。	様式ごとに添付してください。
117	提出書類の様式集	○	-	-	-	様式11-2	要求水準書チェックシート	頭書き3行目において、「要求水準を満たすが、提案書に具体的な記載ができない場合、事業者記入欄【様式番号】を空欄にし、確認に「✓」を付け、提案内容を記載すること。」とありますが、提案書本文に記載のない内容について、本様式で新たに提案を記載することでしょうか。	要求水準を満たしているかどうかを簡潔に記載ください。
118	提出書類の様式集	○	-	-	17	様式14	SPCのマネジメント方策に関する提案書	「2. 右の表形式に準じて「代表企業及び各構成員の関連業務実績書」「業務責任者の関連業務実績書」を作成し、本様式に添付すること」とありますが、ここで言う「関連業務」の定義について、「役割ごとに、ご教示いただけますか。また、「代表企業」における関連実績とは、「PFI案件にて代表企業を経験した実績」のことでしょうか(それとも、代表企業が施工企業の場合、施工実績を記載すればよいのでしょうか。)	関連業務については、役割の欄にて企業の別で分類される業務を記載ください。 代表企業については、PFI案件にて経験した実績を記載ください。 代表企業は代表企業の実績を、施工企業は施工企業の実績を記入ください。
119	提出書類の様式集	○	-	-	17	様式14	SPCのマネジメント方策に関する提案書	「2. 右の表形式に準じて「代表企業及び各構成員の関連業務実績書」「業務責任者の関連業務実績書」を作成し、本様式に添付すること」とありますが、各業務責任者について、提案時点で確定させなければならないという主旨でしょうか。提案時点の各業務責任者と、実際の業務責任者が異なることも認めていただけるという理解で宜しいでしょうか(同等程度の経歴等保有者であることを条件として)。	各業務責任者については、提案時点で確定していない場合は、予定者を記載ください。 実際の業務責任者は、提案時点で記載いただく予定者の中から、原則選定ください。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
120	様式集	○	—	—	17	様式14	関連業務実績	関連業務実績として記載できる建物、業務種別の条件はありますか。同種実績、類似実績など評価の基準がありましたご教示ください。	関連業務実績については、事業者の提案に委ねます。 事業者選定基準の評価項目のSPCのマネジメント方策をご確認のうえ、提案ください。
121	様式集	○	—	—	17	様式14	関連業務実績	関連業務実績として記載できる件数に指定はありますか。企業、業務責任者のそれぞれ件数に指定があればご指示ください。(例、企業1件、業務責任者4件)	件数に指定はありません。様式に記載の枚数や作成要領をご確認のうえ、提案ください。
122	提出書類の様式集	○	—	—		様式15	提案書 A4版概要書について	概要書 A4、1枚とありますが、概要書に記載すべき内容をご教示願います。	様式15で事業者が提案する図面、説明書を簡潔にまとめたものです。
123	提出書類の様式集	○	—	—	19	様式15	概要書	ここでの「概要書」とは「説明書」を要約したものとの理解で宜しいでしょうか。具体的なイメージをご教示ください。	No.122を参照ください。
124	提出書類の様式集		—	—		様式15	提案書 A4版概要書について	様式15 配置図の概要書にはどういった内容を記載すれば宜しいでしょうか。	No.122を参照ください。
125	提出書類の様式集	○	—	—	19	様式15	配置計画に関する提案書	【図面】にて、「図面にて説明すべき事項のみを表現し、説明文などは記入しないこと。」とありますが、図中に吹き出しで説明文(ポイント)を記載することは認めていただけるという理解で宜しいですか。	図中に吹き出しで説明文(ポイント)を記載することは可とします。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
126	提出書類の様式集	○	-	-	19	様式15	配置計画に関する提案書	【説明書:1枚目】では(2)～(5)を、【説明書:2枚目】では(6)～(9)を記載するように読めますが、上限2枚の説明書において、(2)～(9)を網羅する形で記載すればよいという理解でも宜しいでしょうか。(様式19や様式20と同様のスタイルで宜しいでしょうか)	ご理解のとおりです。
127	提出書類の様式集	○	-	-	19	様式15	配置計画に関する提案書	【本様式の主な評価ポイント】において、「斎場整備期間及び現斎場の撤去期間中、隣接道路に対する工事や道路交通に対して安全、環境への配慮等十分な対応がなされているか」とありますが、一方、「事業者選定基準」の当該様式の「主な評価ポイント」では上記内容の記載が漏れています。どちらが正でしょうか。	「斎場整備期間及び現斎場の撤去期間中、隣接道路に対する工事や道路交通に対して安全、環境への配慮等十分な対応がなされているか」についても、事業者選定基準の評価項目 配置計画での評価とします。
128	提出書類の様式集	○	-	-	20	様式16	建築計画に関する提案書	【図面】にて、(1)平面図(各階、1/600程度)とありますが、1/600では各階平面図を十分に表現できないことも想定されるため、縮尺の変更も認めていただけないでしょうか。また、その際、図面2枚の上限についても再考いただけないでしょうか。	平面図は、1/600程度となります。縮尺については、1/600を大きく逸脱しないよう、また図面2枚の制限についても理解のうえ、事業者任せます。
129	様式集	○	-	-	20	様式16	図面の縮尺	平面図の縮尺が1/600程度とされていますが、1/300でも宜しいでしょうか。許容される範囲をご指示ください。	No.128を参照ください。
130	提出書類の様式集	○	-	-		様式15～16	提案書 様式について	様式15の概要書、様式16の添付資料及び概要書の様式の指定はございますでしょうか。また、A3サイズの提案書とまとめて綴じて提出してよろしいでしょうか。その場合、様式ごとの提出枚数に含まれるものとし、提案書Ⅱの通し番号を記入してよろしいでしょうか。	様式15及び様式16の添付資料の概要書については、指定はありません。様式16の概要書は指定の表形式にて作成ください。 A3サイズの提案書とまとめて綴じて提出いただいて構いません。また、提案書の通し番号については、事業者の提案任せます。
131	提出書類の様式集	○	-	-		様式16	提案書 図面について	平面図の縮尺が1/600程度とありますが、家具レイアウトや室名等を見やすく表現するために、縮尺は適宜決定しても良いと解釈してよろしいでしょうか。	No.128を参照ください。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
132	提出書類の様式集	○	—	—		様式16	提案書 図面について	図面 A3、2枚とありますが、指定枚数内で提案内容に応じて平面図と断面図を併記する等の紙面構成をしてよろしいでしょうか。	図面2枚以内で作成ください。紙面の構成については、事業者の提案に委ねます。
133	提出書類の様式集	○	—	—		様式16	提案書 添付資料について	外観スケッチ(俯瞰レベルの外観1カット)、アイレベル内観スケッチ(火葬動線の流れに沿った6カット、その他強調したい内観2カット)計9カットとありますが、カット数の増減はできないものと考えてよろしいでしょうか。その場合、アイレベル内観スケッチを提案内容に応じて、外部からのアイレベルスケッチに置きかえることは可能でしょうか。または、カット数は指定カット以上で、提案内容に応じて決定してもよろしいでしょうか。	原文のとおりとします。
134	提出書類の様式集	○	—	—		様式16	提案書 添付資料について	添付資料に説明文を記入することは可能でしょうか。	可能です。
135	提出書類の様式集	○	—	—		様式16	提案書 建築計画概要書について	建築計画概要書 A4、3枚とありますが、内容に応じて枚数を任意に定めてよろしいでしょうか。また、表が主体の様式ですが文字の大きさ(11ポイント)を適宜変更することは可能でしょうか。	原文のとおりとします。
136	提出書類の様式集	○	—	—		様式16	提案書 建築計画概要書について	建築計画概要書 2.各階面積表中の項目に「火葬棟・待合棟」とありますが、記載内容をご教示願います。	棟の形式については事業者の提案に委ねますが、表中の「火葬棟・待合棟」には、各階ごとに計画されている全体の面積を記入ください。
137	提出書類の様式集		—	—		様式18	提案書 項目土木工事について	全般に係る工程の項目で土木工事とありますが、擁壁等の造成を土木工事と考え、外構工事は別表記として工程に記載して宜しいでしょうかご教示願います。	記載については、事業者の提案に委ねます。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
138	提出書類の様式集		-	-		様式18	提案書について	各施工に関する提案については提案内容に応じて図面を併記する等の紙面構成をして宜しいでしょうかご教示願います。	可能です。 なお、募集要項7(2)を合わせて確認ください。
139	提出書類の様式集	○	-	-	26	様式19	運営計画に関する提案書	(1)にて、「各業務の達成水準と実施方法(火葬炉運転業務、利用者受付業務、火葬業務、待合関連業務、売店等業務)」とありますが、「利用者受付業務」「火葬業務」の定義をご教示ください(要求水準書p37総則における運営業務との対応)	「各業務の達成水準と実施方法(火葬炉運転業務、利用者受付業務、火葬業務、待合関連業務、売店等業務)」は、「各業務の達成水準と実施方法(斎場運営システムの運用業務、予約受付業務、会葬者受付業務(玄関業務)、告別業務、炉前業務、火葬炉運転業務、待合室提供業務、収骨業務、売店(自動販売機)運営業務、庶務業務、料金徴収代行業務、その他本施設の運営に必要な業務)」とします。 火葬業務については、火葬炉運転業務と同義です。
140	提出書類の様式集	-	-	22-2			損益計算書	サービス購入料Bの変動費は平均値、火葬件数に応じた額のどちらを入力したら宜しいでしょうか。様式25-2の1想定火葬件数に基づく15年間の平均値でしょうか、それとも2火葬件数に応じた変動費となるのでしょうか。	サービス購入料Bにつきましては、様式25-2 2に基づき、火葬件数に応じた変動費を使用ください。
141	提出書類の様式集	-	-	22-3			キャッシュフロー計算書	備考1に4月1日～翌3月31日の1年間の金額を記入とありますが、第4四半期分サービス購入料分は、翌年度のキャッシュフローとなる(期ズレする)理解で宜しいでしょうか。	第4四半期分のサービス購入料は、翌年度分のキャッシュフローではなく、その年度分として記入ください。
142	提出書類の様式集			24		様式24	サービス購入料Aの算定根拠	全て表中の数量は1.0、単位は式となると思われますがそれで宜しいでしょうか。	様式24の備考を参照のうえ、数量、単位を適切に設定ください。



No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
143	提出書類の様式集			24		様式24	サービス購入料Aの算定根拠	備考2 工事費は①～③に区分し、かつ、1. 建築工事～4.土木工事に分類するようになっていますが、②外構工事は1.建築工事と2.電気工事、③土木工事は4.土木工事の区分としかならないと考えます。工事費については①施設工事は1.～3.、②外構工事は1.2.、③土木工事は4.と区分して記載することで宜しいでしょうか。	構いません。
144	提出書類の様式集	-	-	26	-	1	光熱水費の単価	ランニングコストの積算において、公平性を観点から電気・水道・灯油の各単価を事前に基本条件として設定されるべきかと思いますが、いかがでしょうか。	原文のとおりとします。事業者が光熱水費における単価を設定のうえ、提案してください。
145	提出書類の様式集		-	26	-	1	費用見積りについて	光熱水費相当額の算定は「火葬件数推計」を考慮の上、算定するという理解で宜しいでしょうか。	光熱水費相当額については、事業者が推定する火葬件数若しくは様式26の(参考)火葬件数推計などを参考にして、算定してください。
146	基本協定書(案)	○			1	第3条3	事業予定者の設立	構成員以外の第三者に対し、新株の発行等は出来ないものとする」とあるが、甲の承諾を得て別紙2を提出すれば第三者でも株式を保有することができると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
147	基本協定書(案)	○	-	-	2	第5条2	業務の委託、請負	ここで締結する事業予定者との覚書は、議会承認後事業契約締結後に締結すると理解しますが、設立されたSPCと各専門業者間で締結される覚書は、正式に締結される請負契約あるいは業務委託契約とは異なる契約となるのでしょうか。	「覚書等」は、SPCと各業務の受託者との間で正式に締結される契約を意味します。
148	基本協定書(案)	○	-	-	4	第7条3項	事業契約の不成立	「乙は、甲の請求に基づき、本事業の提案金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の10分の1に相当する金額の違約金を甲に支払う義務を連帯して負担するものとする」とありますが、事業者内各企業で合意していれば、デフォルトの発生原因となった帰責企業が全リスクを負担することも認めていただけるという理解で宜しいでしょうか。	事業者グループ企業間で合意をした場合であっても、市との関係では、事業者グループ企業全ての連帯責任となります。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
149	基本協定書 (案)	○	-	-	4	第10条2	有効期間	協定終了後も当事者を法的に拘束する条項のうち、第7条については、事業成立の不成立についての取決めですが、なぜ事業契約の不成立が確定した後も、第7条の規定が当事者を拘束するのでしょうか。	第7条第3項の違約金支払義務を存続させる必要があるためです。
150	基本協定書 (案)	○	-	-	4	第11条2項	救済措置	「前項の場合において、甲が別途請求したときは、乙は、本事業の提案金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の10分の1に相当する金額の違約金を甲に支払う義務を連帯して負担するものとする」とありますが、事業者内各企業で合意していれば、デフォルトの発生原因となった帰責企業が全リスクを負担することも認めていただけるという理解で宜しいでしょうか。	事業者グループ企業間で合意をした場合であっても、市との関係では、事業者グループ企業全ての連帯責任となります。
151	事業契約書 (案)	○	-	-	3	第8条第2項	契約の保証	小田原市契約規則第28条の2第1項第6号の保証事業会社の保証を付保する場合、その保証する期間をお教えてください。また、また、この場合の保証の額は、第70条に規定のある、「サービス購入料のうち、施設等整備費の100分の10に相当する額」という理解でよろしいでしょうか。	本件工事期間です。保証の額については、「施設等整備費(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10に相当する額」に修正します。
152	事業契約書 (案)	○	-	-	3	第8条第3項	契約の保証	第3項による履行保証保険契約の付保をもって、小田原市契約規則第29条による契約保証金の納付が免除されるという理解でよろしいでしょうか。また、この場合の保険金の額は、第70条に規定のある、「サービス購入料のうち、施設等整備費の100分の10に相当する額」という理解でよろしいでしょうか。	第3項による履行保証保険契約の付保をもって、小田原市契約規則第29条による契約保証金の納付は、免除されます。保険金の額については、「施設等整備費(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10に相当する額」に修正します。
153	事業契約書 (案)	○	-	-	3	第8条第3項	契約の保証	第3項による履行保証保険契約の付保期間をお教えてください。	本件工事期間です。
154	事業契約書 (案)	○			3	第8条2	契約の保証について	市は、事業者が小田原市契約規則第29条の各号の規定に該当する場合は、前項の定める契約保証金の納付を免除するものとする。と記載があります。契約規則第29条は(1)～(8)までの各号があり、いずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除するとの記載ですが、各号に該当する場合は、全部免除との理解でよろしいでしょうか。	小田原市契約規則第29条(1)から(8)までの各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
155	事業契約書(案)	○	-	-	5	第11条3項	基本設計の完了検査	「前項の場合を除くほか、市は、書類又は図面等の提出後相当の期間内において、事業者に対し、基本設計に係る設計図書の内容を確認した旨を通知する」とありますが、「相当の期間」の日数について、具体的に規定していただけますでしょうか。(14日以内、など)	原文のとおりとします。
156	事業契約書(案)	○	-	-	5	第12条3項	実施設計の完了検査	「前項の場合を除くほか、市は、書類又は図面等の提出後相当の期間内において、事業者に対し、基本設計に係る設計図書の内容を確認した旨を通知する」とありますが、「相当の期間」の日数について、具体的に規定していただけますでしょうか。(14日以内、など)	原文のとおりとします。
157	事業契約書(案)	○	-	-	6	13条3(4)	不可抗力による設計変更	設計図書が完成した後の不可抗力により設計変更が生じた場合、本項の規定ですと施設整備機中の不可抗力負担(事業者側で施設整備費の1%)となり、変更に要した費用はほとんど事業者負担となるものと想定できますので、不可抗力事由による設計変更は合理的な範囲での協議していただけますでしょうか。	第13条第3項(4)に記載のとおり、事業契約書(案)別紙8に定めるところにより、市及び事業者の負担とします。
158	事業契約書(案)	○	-	-	4	第13条 5	設計の変更に伴う費用負担	基本設計及び実施設計協議時において、貴市のご要望ないしご指示による、事業者提案の範囲を超えた、事業者の責に帰さざる設計変更に伴う工事費増については、それが軽微な変更であっても、サービス購入料の増額の対象となるものと考えてよろしいでしょうか。	詳細は、設計協議のうえ、決定します。
159	事業契約書(案)	○	-	-	6	第13条4項	設計の変更	「ただし、この場合における供用開始予定日の遅延については、第41条の定めるところに従うものとする」とありますが、「第42条」の誤記ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。第42条に修正します。
160	事業契約書(案)	○	-	-	4	第13条 5	設計の変更に伴う費用負担	基本設計及び実施設計協議時において、貴市のご要望ないしご指示による、事業者提案の範囲を超えた、事業者の責に帰さざる設計変更に伴う工期の延伸が発生した場合、その経費についても、サービス購入料の増額の対象となるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
161	事業契約書(案)	○	-	-	7	第15条第1項	本件工事に伴う近隣対策	事業者が行う近隣住民への事業計画の説明とは、あくまでも事業者が行う業務範囲に関するものに限られ、本事業の実施自体に関するものについては、貴市が行うものという理解でよろしいでしょうか。	原文のとおりとします。 なお、詳細については、協議事項とします。
162	事業契約書(案)	○	-	-	7	第15条 1、6	近隣説明	「事業者は、近隣住民に対し本事業に係る事業計画の説明を行い、近隣住民の理解を得るよう努める」とありますが、近隣説明会及び近隣同意を得る為のご近隣様との折衝の場には貴市も同席され、当事業の発注者として、事業者にご協力いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	近隣説明会については、市は同席し、本事業の発注者として、協力します。 なお、近隣との折衝の場については、事業者にて実施してください。
163	事業契約書(案)	○	-	-	7	第15条 1	近隣説明	これまで、ご近隣の皆様を対象とした「近隣説明会、事業説明会」は開催されましたでしょうか。もしくは、貴市が当事業に着手される旨の、ご近隣の皆様へのご案内や周知は既に御済みでしょうか。	近隣自治会へは本事業についての周知は実施しています。 なお、近隣市民への近隣説明会、事業説明会については、今後、事業者と協議のうえ、実施していく予定です。
164	事業契約書(案)	○	-	-	8	第15条 5	近隣対策不調による工期延伸	「近隣対策等の不調」により事業スケジュールに遅れが生じ、「事業者が更なる近隣対策等の実施によっても近隣住民の理解が得られないことを明らかにした場合に限り、事業計画の変更を承諾」いただいた場合、工期延伸等に係る経費増につきましても、設計変更対象としてご承認いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	近隣住民の理解が得られない原因によりますので、市及び事業者の協議事項とします。
165	事業契約書(案)	○	-	-	8	第17条	仮設待合室等の設置	仮設待合室等の管理・運営は貴市にて行うことから、仮設待合室等(備品等を含む)に生じた損害は、貴市の責任と費用においてご対応いただけるという理解でよろしいでしょうか。	仮設待合室等の利用に起因して生じた損害は市の負担とします。これに対し、仮設待合室等の設置に起因して生じた損害は事業者の負担とします。
166	事業契約書(案)	○	-	-	9	19条	仮設駐車場の土地	念の為の確認ですが、仮設駐車場の土地は事業者は無償貸与するという理解で宜しいでしょうか。	環境事業センターの仮設駐車場の土地は、事業者へ無償貸与となります。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
167	事業契約書(案)	○			9	第20条3	工事の施工(環境事業センターについて)	環境事業センターを仮設駐車場として使用する場合、本センターにおいて、行われる大規模修繕その他事業の円滑な遂行に配慮するものとして記載がありますが、大規模修繕工事はいつ頃、行われる予定なのでしょうか。お示し頂けないでしょうか。	環境事業センターの大規模修繕の時期については、未定です。
168	事業契約書(案)	○	-	-	9	20条	本件工事の施工	念の為の確認ですが、本事業において事業者は工事を市から請け負うのではなく、第21条1項の記載の通り、工事を施工企業及び火葬炉企業に請け負わせる立場という認識で宜しいでしょうか。	事業者は工事を市から請け負い(元請)、それを施工企業及び火葬炉企業に請け負わせることとなります(下請)。
169	事業契約書(案)	○			11	第25条2	備品等の整備について	市が別途発注する備品とは、何でしょうか。また、搬入時期をお示し下さい。	本条文は、市が別途発注する備品が必要となった場合に対応するためのものです。
170	事業契約書(案)	○	-	-	14	第31条第2項	火葬炉の性能試験	第2号の性能試験の実施は、火葬炉が実際に稼働した後に行われることが一般的かと思いますが、当初引渡予定日の前後いずれを想定していますでしょうか。	当初引渡予定日以前を想定しています。
171	事業契約書(案)	○	-	-	14	第32条第1項	市による完了検査	貴市による完了検査は第29条ないし第30条に定める検査等の終了後となっており、第31条による火葬炉の性能試験は切り離されているように読めますが、この理解でよろしいでしょうか。この場合、別紙12第4、4(1)の「本契約の規定に従い市の確認を受けた後」とは、いつを指しているのでしょうか。	「第29条ないし第30条に定める検査等」を「第29条ないし第31条に定める検査等」に修正します。
172	事業契約書(案)	○	-	-	14	第32条2	市による完了検査	同条の取決めによれば、工事目的物の引渡し通知義務と併せて、別紙6に示す提出図書の提出を求めています。この別紙6に含まれる“完成図”とは引渡しと同時の提出と考えてよろしいでしょうか。	事業者の完了検査終了後速やかにご提出ください。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
173	事業契約書 (案)	○	-	-	16	第35条	業務完了証の不交付	同条によれば、市が本契約に基づく事業者による施設整備事業の履行が完了したとみなす場合に、これを証する業務完了証を交付しないとの規定となっておりますが、いかなる理由および主旨からでしょうか。	市による特段の異議がない限りは、施設等整備業務の履行完了とみなす建付けとしています。
174	事業契約書 (案)	○	-	-	16	35条(6)	保険証書の写し	別紙7に掲げる内容の保険証書の写しとありますが、別紙7、2の運営・維持管理期間についての保険証書は入手が間に合わない可能性があると考えますが、この部分の削除を願えませんでしょうか。	原文のとおりとします。
175	事業契約書 (案)	○	-	-	19	第40条	施設等への損害	本条における施設等は、仮設待合室等を含まないという理解でよろしいでしょうか。	仮設待合室は、施設等には含まれず、仮設物に含まれます。
176	事業契約書 (案)	○	-	-	22	第47条第2項	売店運営業務	売店運営業務を運営企業が第三者に委託して実施する場合、売上金の帰属も当該第三者としてよろしいでしょうか。	可とします。
177	事業契約書 (案)	○	-	-	22	第47条第3項	売店運営業務	貴市が想定する「行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例」第2条第2項第1号及び第2号の登録価格をお示してください。	建物の評価額、建物の延べ床面積等が、確定しておりませんので、お示しすることができません。算定方法を参考に事業者で判断ください。
178	事業契約書 (案)	○	-	-	22	第47条3	売店運営業務	市に支払わなければならない目的外使用とは何を想定してますでしょうか。	売店・自動販売機等の設置場所の使用を意味します。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
179	事業契約書(案)	○			22	第47条3	売店運営業務について	使用料について平米当たりの金額をお示し下さい。	No.177を参照ください。
180	事業契約書(案)	○			22	第47条3	売店運営業務について	SPCが必要とする倉庫にも使用料が発生するのでしょうか。また、その使用料が発生する場合、平米当たりの金額をお示し下さい。	倉庫が売店運営業務に係るものであれば、ご理解のとおりです。 No.177を参照ください。
181	事業契約書(案)	○			22	第47条3	売店運営業務について	自動販売機を設置する場合、その使用料は投影面積によると考えてよろしいでしょうか。また、その使用料について、平米当たりの金額をお示し下さい。	自動販売機のみを設置する場合は、ご理解のとおりです。 No.177を参照ください。
182	事業契約書(案)	○	-	-	22	47条 3	売店運営業務	事業者が支払う使用料は「行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例」に基づきとあり、同条例第2条2項(2)建物の箇所を確認すると、使用料の算出について規定されていますが、本件について具体的な単価の指定をお願いいたします。	No.177を参照ください。
183	事業契約書(案)	○	-	-	22	第47条(3)	売店運営業務	「売店運営業務の実施に係る売店及び自動販売機等の設置に伴う目的外使用に係る使用料」の額についてご教示願います。	No.177を参照ください。
184	事業契約書(案)	○	-	-	24	第54条2	施設等の修繕・更新	大規模修繕以外の修繕・更新は事業者の費用で行うとありますが、第43条2項の定めにより瑕疵担保期間は2年間となっています。事業者には負担義務のある修繕・更新の定義を教えてください。	年間施設等供用計画書に記載のない修繕・更新のうち、大規模修繕以外で、かつ、市に帰責事由がない場合を意味します。第43条に定める瑕疵の修補は、工事目的物に引渡し当時から存在していた欠陥の修補であり、修繕・更新とは区別されます。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
185	事業契約書(案)	○			25	第54条3	施設等の修繕・更新	貴市の行う大規模修繕に伴い、事業者による施設等供用業務の一部の遂行を中止させることができるとありますが、これによるサービス購入料の減額は不合理ではないでしょうか。	ご意見として承ります。協議不調の場合には、合理的な金額を減額します。
186	事業契約書(案)	○			25	第54条3	施設等の修繕・更新	貴市の行う大規模修繕とは、何を想定されていますか。	計画的改修を行う必要のある大規模な修繕を想定しています。 詳細については、市と協議するものとします。
187	事業契約書(案)	○			25	第54条3	施設等の修繕・更新	貴市の行う大規模修繕中においても、SPCとの協議の上で業務遂行は可能ではないでしょうか。	市との協議のうえ、業務遂行可能となる場合はあります。
188	事業契約書(案)	○	-	-	25	第56条	施設等供用業務の報告	毎月10日目までに維持管理業務報告書及び運営業務報告書を市に提出するだけで、関係者が集まって会合を開き、報告する必要はないと考えてよろしいでしょうか。	事業契約書(案) 別紙13 第2 4 (1) を参照ください。 事業者は、毎月10日目までに維持管理業務報告書及び運営業務報告書を市に提出してください。また、月1回の打合せを開催し、報告してください。
189	事業契約書(案)	○	-	-	26	第58条	損害の発生	同条で事業者が賠償義務を免責となる事由、つまり、“損害の発生が市若しくは市民その他第三者の責めに帰すべき場合又はその他事業者の責めに帰することができない事由”とは、例えば斎場利用者の故意・過失に基づく損害や、市の拘束力のある事業者に対する指示が結果的に損害発生の原因となる場合を想定すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
190	事業契約書(案)	○	-	-	27	59条2	施設整備費	本条における「施設等整備費」とは別紙12、第4、1 サービス購入料A 表記載の「サービス購入料A-1」の費用という理解で宜しいでしょうか。 また、「施設等整備費」にはSPC設立費用、設計費も含まれるという理解で宜しいでしょうか。	第59条第2項に記載の「施設等整備費」は、部分払について記載していますので、サービス購入料A-1に相当します。 SPC設立費用はサービス購入料A-4、設計費はサービス購入料A-1からA-3となります。詳細は、事業契約書(案) 別紙12 第4.1を参照ください。



No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
191	事業契約書(案)	○	-	-	27	第59条第10項	サービス購入料の支払	本項における支払限度額は事業者提案により決定され、現時点で予算等の制約は無いという理解でよろしいでしょうか。	市の予算の制約はあります。支払限度額は契約協議にて決定することを予定しています。
192	事業契約書(案)	○			27	第59条10	サービス購入料の支払	支払限度額はいくらでしょうか。	No.191を参照ください。
193	事業契約書(案)	○	-	-	28	第59条第11項	サービス購入料の支払	本項における出来高予定額は事業者提案により決定され、現時点で予算等の制約は無いという理解でよろしいでしょうか。	No.191を参照ください。
194	事業契約書(案)	○			28	第59条11	サービス購入料の支払	出来高予定額はいくらでしょうか。	市の予算の制約はあります。出来高予定額は契約協議にて決定することを予定しています。
195	事業契約書(案)	6章	-	-	27	第59条第10項	契約金の支払限度額について	年度別の金額が未記載となっていますが、いつ頃ご提示頂けるのでしょうか。	No.191、194を参照ください。
196	事業契約書(案)	○	-	-	27	第59条10	サービス購入料の支払	債務負担行為に係る契約における、各会計年度の契約金の支払限度額について、貴市で想定されている各会計年度ごとの概ねの比率(対契約金比)がございましたら、ご教示願います。(10%単位等、概ねで結構です。)	No.191、194を参照ください。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
197	事業契約書(案)	6章	-	-	28	第59条第11項	出来高予定額について	年度別の金額が未記載となっていますが、いつ頃ご提示頂けるのでしょうか。	契約協議での提示を予定しています。
198	事業契約書(案)	○	-	-	29	64条(2)	催告期間	本号について、(1)と同様、相当の催告期間を設定いただけませんか。	原文のとおりとします。
199	事業契約書(案)	○	-	-	29	第66条2、3	法令等の変更及び不可抗力	同条2項の規定では、60日以内に協議が整わない場合の取決めとして市は事業者に対する指図権を有し、事業者はそれに従う義務を負います。損害負担については別紙8、14で明確に定めている内容ですが、同条3項では60日以内に協議が整わない場合の解除権を認めています。解除の場合は、第68条1項(3)の取決めにより市は事業者の損害を賠償する定めとなっていますので特段の問題はないかと思いますが、何故協議不調の場合市に解除権を付与しているのでしょうか。	協議不調の場合でも、第2項の対応は必要不可欠である一方、業務履行が不可能になった場合等には契約を解除する必要が生じる場合もあります。
200	事業契約書	○	-	-	30	68条	引渡日前の解除の効力	本条は、全引渡完了日以前の解除についての規定との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 契約書を修正します。
201	事業契約書(案)	○	-	-	31	68条(1)(2)(3)	引渡日前の解除の効力	「一括払い又は分割払い」という記載がありますが、想定されている分割払い方法をご教示下さい。	市との協議のうえ、決定します。
202	事業契約書	○	-	-	32	68条3	引渡日前の解除の効力	次条第4項第3号第2文を準用するとありますが、第2文とは、また以下の部分でしょうか。既履行分の施設等供用業務に係るサービス購入料の清算の規定である69条4項4号の準用も必要ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。 第4号を追記します。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
203	事業契約書	○	-	-	32	69条	引渡日後の解除の効力	本条の引渡日とは、全引渡完了日との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 契約書を修正します。
204	事業契約書 (案)	○	-	-	33	69条4(4)	引渡日後の解除の効力	「本契約の解除日が属する支払対象期間に関する施設等共用業務に係るサービス購入料に関しては実働ベースで精算」とありますが、この「サービス購入料」には光熱水費も含まれるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
205	事業契約書	○	-	-	33	70条1(2)	損害賠償	施設等供用業務に係るサービス購入料には、光熱水費分も含まれるのでしょうか。光熱水費は実費精算部分なので、対象外として取り扱いいただきたく、お願いします。	施設等供用業務に係るサービス購入料は、光熱水費相当額は含みません。
206	事業契約書 (案)	○	-	-	33	第70条第1項	損害賠償	第1号の施設等整備費及び第2号の施設等供用業務に係るサービス購入料総額は、いずれも消費税を含まないという理解でよろしいでしょうか。	サービス購入料総額は、消費税及び地方消費税を含みます。
207	事業契約書 (案)	○	-	-	33	第70条第1項第2号	損害賠償	施設等供用業務に係るサービス購入料総額とは、サービス購入料Bという理解でよろしいでしょうか。	No.205及びNo.206を参照ください

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
208	事業契約書(案)	7章	—	—	33	第70条1項(1)	当初引渡日までに解除された場合について	「施設等整備費の100分の10に相当する額」とありますが、サービス購入料Aのうち施設等整備業務に要する費用の100分の10に相当する額という認識で良いでしょうか。	施設等整備費は、サービス購入料Aとなります。別紙1の「施設等整備費」の定義を修正します。「施設等整備費(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10に相当する額」に修正します。
209	事業契約書(案)	7章	—	—	33	第70条1項(2)	当初引渡日以降に解除された場合について	「解除日が属する事業年度において支払われるべき施設等供用業務に係るサービス購入料総額の100分の10に相当する額」とありますが、解除日が属する事業年度において支払われるべきサービス購入料Bの総額の100分の10の額という認識で良いでしょうか。	「解除日が属する事業年度において支払われるべきサービス購入料B(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10に相当する額」に修正します。
210	事業契約書(案)	○	—	—	34	第74条	公租公課の負担	別紙14(法令等の変更による費用の負担割合)によりますと、法人税等の収益関係税の新設変更の場合の負担増は事業者責任、それ以外の税制度の新設・変更の場合の負担増は市の責任である旨定めています。74条で定める協議対象にも事業者に負担が発生した場合とありますが、別紙14の定めと違う取扱いがあるのでしょうか。	本条の協議は、事業契約書(案) 別紙14条記載の区分のうちいずれに該当するか、という点も含めて判断するためのものです。
211	事業契約書(案)	-	1	-	4	第7項	募集要項等に関する用語	募集要項等の定義において、実施方針及び要求水準書(案)に係る質問・意見及び回答を追記して頂けますでしょうか。	実施方針を追記いたします。
212	事業契約書(案)	-	7	-	1	第2項	運営・維持管理期間	第三者賠償責任保険の保険期間は、運営期間において年度ごとの更新も可能という理解でよろしいでしょうか。	可とします。
213	事業契約書(案)	-	7	-	2	3	解体業務に係る本件工事期間	(1)請負業者賠償責任保険 と (2)第三者賠償責任保険の2種がありますが重複ではないでしょうか。その違いをご教授願います。	事業契約書(案) 別紙7 3 (2) 第三者賠償責任保険は、削除します。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
214	事業契約書(案)	-	7	-	2	3	解体業務に係る本件工事期間	(1)請負業者賠償責任保険 と (2)第三者賠償責任保険を付保するようになっていますが、保証限度額に対物は必要ないのでしょうか。	No.213を参照ください。
215	事業契約書(案)	-	○別紙7	-	1	別紙7事業者等が付保する保険	3 解体業務に係る本件工事期間の保険について	(1)請負業者賠償責任保険と(2)第三者賠償責任保険の相違点は何でしょうか？ (1)の保険を付保すれば解体業務期間中の第三者への賠償についてはカバーされると理解しておりますが、重複して付保する必要がございますか？ もしくは 建設業務と解体業務で業者が異なった場合には別々で付保すべきという理解でしょうか？	No.213を参照ください。
216	事業契約書(案)	-	○別紙7	-	1	別紙7事業者等が付保する保険	3 解体業務に係る本件工事期間の保険について	(2)第三者賠償責任保険について 1名あたり1億5000万円、1事故あたり1億円とございますが、1事故あたりは10億円の誤りでしょうか？通常1名あたり金額<1事故あたり金額となりますので確認させてください。	No.213を参照ください。
217	事業契約書(案)		8		1	不可抗力による損害、損失	整備期間について	「施設等整備費の1パーセント」とありますが、サービス購入料Aのうち施設等整備業務に要する費用の1パーセントという認識で良いでしょうか。	施設等整備費は、サービス購入料Aとなります。別紙1の「施設等整備費」の定義を修正します。事業契約書(案) 別紙8 1に記載の「施設等整備費の1パーセント」を「施設等整備費(消費税及び地方消費税を含む)の1パーセント」に修正します。
218	事業契約書(案)		8		1	不可抗力による損害、損失	当初引渡日以降について	「不可抗力が生じた日が属する事業年度において支払われるべき施設等供用業務に係るサービス購入料総額の1パーセント」とありますが、不可抗力が生じた日が属する事業年度において支払われるべきサービス購入料Bの1パーセントという認識で良いでしょうか。	施設等供用業務に係るサービス購入料総額はサービス購入料Bとなります。事業契約書(案) 別紙8 2に記載の「施設等供用業務に係るサービス購入料総額の1パーセント」を「サービス購入料B(消費税及び地方消費税を含む)の1パーセント」に修正します。
219	事業契約書(案)	-	8	-	-	2	当初引渡日以降	なお、当初引渡日以降であっても、不可抗力が生じ、既存施設に損害、損失及び費用が発生した場合は、前項を適用する。とありますが、本件は新斎場引渡し後に、解体期間中の既存設備が不可抗力によって解体費用が増加する場合などを想定したものという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
220	事業契約書(案)	-	11	-	1	1(2)	業務報告書の構成及び内容	業務報告書(月報)は翌月10日までに提出とありますが、別紙12 4(2)同様10営業日として頂けないでしょうか。	契約協議にて決定します。
221	事業契約書(案)		12		6	第4支払方法	サービス購入料Aについて	「事業者提案の提案スケジュールに基づき変更される場合がある」とは、事業者提案の提案スケジュールに基づいて変更されない場合もあるということでしょうか。	原文のとおりとします。
222	事業契約書(案)		12			第4 1	支払方法	支払方法について、「下表については事業者提案の提案スケジュールに～変更される場合がある。」とありますが、部分払の時期、完成払の時期について支払期間内であれば事業者の提案時期に市から事業者を支払われると解釈して宜しいのでしょうか。資金計画策定の為にも支払時期はFIXさせておく必要があると考えます。事業者の提案スケジュールにより変更を可能とすることへの市の意向をご教示願います。	No.221を参照ください。
223	事業契約書(案)	-	○	-	6	第4 1	サービス購入料A	サービス購入料A-1の支払方法のうち部分払、及びA-3、A-4の支払方法で年度払については、事業者請求時期により年度内1回であればどの月でも可能でしょうか。	サービス購入料A-1、A-4について、年度末の支払い、サービス購入料A-3については、年度末の支払いですが、最終回は平成32年1月の支払いを想定しています。詳細は、契約協議のうえ、決定します。なお、サービス購入料A-4の支払い期間については、平成31年3月までに修正します。
224	事業契約書(案)		12			第4 3	光熱水費相当額	「事業者に対し、維持管理業務及び運営業務に要した電気、水道、燃料(灯油・ガス)の使用料の実費を維持管理・運営期間にわたり支払う。」と記載あります。市は原則、3ヶ月ごとに事業者に光熱水費の実費を支払うとの解釈で宜しいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
225	事業契約書(案)		12			第4 3	光熱水費相当額	提案書V様式23提案価格にサービス購入料Cの光熱水費が含まれていますが、光熱水費は結果的に実費精算となるのであれば提案価格が低くなるような金額の設定になりがちと推察します。サービス購入料Cの提案価格が実際の光熱費と乖離する場合、提案金額を超えた実費は事業者の負担とするのでしょうか。	光熱水費相当額が提案と実際に乖離した場合でも市が負担しますが、事業契約書(案)別紙13のモニタリングにより、減額ポイント、サービス購入料の減額を実施します。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
226	事業契約書(案)	-	○	-	6	第5 1(1)	サービス購入料Aの改定方法	サービス購入料Aの改定について、『小田原市工事請負契約約款に基づき行われている小田原市内の公共工事に準じる』とは、基本的に[賃金等の変動に対する工事請負契約約款第25条第6項(インフレスライド条項)運用マニュアル]が適用されると考えてよいでしょうか。	市の「賃金等の変動に対する工事請負契約約款第25条第6項(インフレスライド条項)運用マニュアル」を適用することとします。
227	事業契約書(案)		12			第5 3(1)	物価変動に伴うサービス購入料Bの改定	維持管理業務の使用する価格指数「企業向けサービス価格指数」は2010年基準でしょうか。	指数は、2010年平均を100とした値となります。
228	事業契約書(案)		12			第5 3(1)	物価変動に伴うサービス購入料Bの改定	維持管理業務の使用する「企業向けサービス価格指数」-建物サービス- のデータコードをご教示願います。	日本銀行調査統計局が公表する企業向けサービス価格指数の建物サービスとなります。
229	事業契約書(案)		12		6	第4支払方法	サービス購入料Aについて	サービス購入料A-4は年度払となっておりますが、H28年度、H29年度、H30年度の3回払いという認識でよろしいでしょうか。	3回払いを想定しています。
230	事業契約書(案)	-	12	-	6	第4、1表	サービス購入料A-3、A-4	「年度払」と記載がありますが、各年度の支払金額は、提出書類の様式集(様式24)表中H28年度～H31年度の各年度に記載されるA-3及びA-4に分類される金額を想定しているという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
231	事業契約書(案)	-	12	-	6	第4、1表	サービス購入料A-3、A-4	「年度払」と記載がありますが、各年度の支払タイミングは各年度の金額を翌年度の4月以降に支払うという理解で宜しいでしょうか。その場合、H31年度については「支払期間」がA-3が平成31年12月まで、A-4が平成31年4月までとなっておりますが、どのような支払タイミングを想定されていますでしょうか。	前半については、ご理解のとおりです 後半については、No.223を参照ください。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
232	事業契約書(案)	-	12	-	7	第4、3	光熱水費相当額について	提案価格にかかわらず実費精算いただけるという理解でおりますが、光熱水費を含んだサービス価格の合計を評価の対象となると、実際の光熱水費と著しい乖離が生じることも考えられます為、価格評価の対象から外していただいた方が公平性を保てると考えますが、いかがでしょうか。	No.144を参照ください。
233	事業契約書(案)	-	12	-	7	第4、4(2)	サービス購入料の金額と支払スケジュール第4支払方法	業務報告書(月報)の提出は、3月以外は、翌月の10営業日以内とあり、3月は3月31日付けで提出とあります。実際に3月31日に提出となると、使用量が取得できない可能性が懸念されます。ただし書きの趣旨をご教示下さい。	報告書の提出要領については、市と協議のうえ決定します。
234	事業契約書(案)	-	12	-	1	第2、1	支払いの構成	当初引渡日から供用開始日までの維持管理業務及び運営業務に係る対価(光熱水費相当額を含む)は、どの費目にてお支払いいただけますでしょうか。また、これらの費用の裏付けとなる算定根拠は様式集のいずれに記載すればよろしいでしょうか。	当初引渡日から供用開始日までのご質問の業務については、仮設駐車場整備業務、仮設駐車場管理業務及び解体業務を除き全て施設等整備業務に含まれますので、その対価はサービス購入料A-2としてお支払いします。様式24をご利用ください。
235	事業契約書(案)	-	12	-	2	第2、2	事業者の直接収入	売上金については、運営企業若しくは運営企業から委託を受け各業務を実施する第三者の収入としてよろしいでしょうか。	事業契約書(案) 別紙12 第2 2 (1)、(2)を参照ください。
236	事業契約書(案)	-	12	-	6	第4、3	光熱水費相当額	水道料金については2か月ごとの支払いとなりますが、3ヶ月ごとに各請求可能月までの事業者の支払額を請求するという理解でよろしいでしょうか。(例えば、7月分の水道料金は7から9月分の光熱水費相当額に含めて請求)	支払方法については、契約協議にて決定します。
237	事業契約書(案)	-	12	-	7	第4 4(2)	サービス購入料B	「市は、業務報告書(月報)及び使用量報告書受領後、速やかにモニタリングを実施し、その結果と減額ポイントを通知する」とありますが、業務報告書受領後何日以内に通知するのか、具体的に規定していただけますでしょうか。	市との協議のうえ、決定します。



No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
238	事業契約書(案)	-	12	-	8	第5、2(2)	火葬件数の変動に伴うサービス購入料Bの改定	変動費相当額の改定について、火葬件数の実績と見込の乖離がわかる過去データを開示していただくことは可能でしょうか？	火葬件数の実績については、小田原市ホームページに掲載の添付資料2を参照ください。本事業の火葬需要の推計については、平成27年度からです。
239	事業契約書(案)	-	12	-	8	第5、2(2)	火葬件数の変動に伴うサービス購入料Bの改定	火葬需要の推計値から著しく乖離とは、具体的に何パーセント程度をお考えでしょうか？	火葬需要の推計値から著しく乖離とは、サービス購入料Bが、不相当となったときを意味します。その際は、市及び事業者は、サービス購入料Bの改定を請求することができます。
240	事業契約書(案)		別紙12		7	第4-4(2)	サービス購入料Bの減額ポイントについて	事業費に含む光熱水費について、減額ポイントの算出方法及びそれによる減額等の措置を具体的にお示し下さい。	事業者が提案した光熱水費と比べて、実際の光熱水費が不当に増加した場合、減額ポイントを付与します。減額ポイントの算出方法及び減額割合などについては、事業契約書(案) 別紙13 第4 3を参照ください。
241	事業契約書(案)	-	13	-	4	第2、1(1)	モニタリング実施要領等	株主総会の資料等を提出とありますが、事務作業軽減の観点から決算報告書類の提出としていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
242	事業契約書(案)	-	13	-	15	添付2	電気、水道、燃料使用量の不当な増加について	それ以外の事象欄に電気、水道、燃料使用量の不当な増加とありますが、提案時に様式26に記載した使用料と運営開始後の実際の使用量が乖離していた場合は、不当な増加には当たらないとの理解でよろしいでしょうか。	乖離の原因に依存します。
243	事業契約書(案)	-	13	-	12	第4、1	モニタリング実施要領等	減額ポイントの対象に光熱水費相当額が含まれていますが、光熱水費相当額は、実費支払分なので、支払の減額の対象外として頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
244	事業契約書(案)	○	-	-	-	-	指定管理について	指定管理に関する記載がありませんが、事業契約書で何からの規定はされないのでしょうか。	募集要項3(4)に記載のとおり、選定事業者を指定管理者として指定する予定です。
245	-	-	-	-	-	-	要求水準書(案)回答の位置づけについて	平成27年4月15日付の【実施方針及び要求水準書(案)に係る質問・意見及び回答】で示された質疑へのご回答は現在もすべて有効と考えて宜しいでしょうか。	No.5を参照ください。